

令和元年11月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和元年(行コ)第11号 事務連絡費支出損害賠償金請求控訴事件

(原審・金沢地方裁判所平成30年(行ウ)第8号)

口頭弁論終結日 令和元年9月25日

判 決

金沢市

控 訴 人

金沢市鞍月1丁目1番地

被 控 訴 人 石川県知事 谷本正憲

同訴訟代理人弁護士 森 岡 真 一

同指定代理人 宮 崎 高 裕

同 東 勝 彦

同 岩 浜 善 之

同 寺 田 陽 亮

同 宮 崎 良 則

同 弓 波 章 二

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、石川県知事谷本正憲及び石川県立歴史博物館副館長宮崎良則に対し、3万2000円及びこれに対する平成29年8月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要等（以下、略称は原判決のそれによる。）

1 本件は、石川県の住民である控訴人が、石川県立歴史博物館（本件博物館）と大韓民国国立全州博物館との姉妹館交流として行われた本件意見交換会の会食費用として、本件博物館の歴史博物館費（事務連絡費）から3万2000円が支払われたこと（本件支出）が、違法な公金の支出であり、これにより石川県に同額の損害が生じたと主張して、被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、石川県の長である石川県知事谷本及び同知事の権限を委任され支払負担行為の決裁を行った本件博物館副館長宮崎に対し、連帯して3万2000円及びこれに対する平成29年8月1日（本件支出日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求することを求めた事案である。

原審が控訴人の請求を棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 関係法令の定め等、前提事実、争点及びこれに対する当事者の主張は、下記のとおり原判決を訂正付加し、下記3、4のとおり当審における控訴人の補充主張及びこれに対する被控訴人の認否反論を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2の2ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決3頁19行目の「事務連絡」を「事務連絡費」に改める。
- (2) 原判決5頁4行目の「本件会食の費用は」の次に「サービス料、消費税を含む料理飲食料からなる会食パックの代金で」を加える。
- (3) 原判決7頁13行目の「重大な過失」を「本件支出が違法な公金支出であることを認識すべきであったにも関わらず、これを認識しなかった過失」に改める。

3 当審における控訴人の補充主張

- (1) 最高裁判所平成元年9月5日第三小法廷判決（集民157号419頁。以下「最高裁平成元年判決」という。）は、宴会を目的とした費用の支出を違法と判断しており、この判決によれば、本件会食の費用に対する本件

支出も違法である。

- (2) 最高裁判所平成18年12月1日第二小法廷判決（民集60巻10号3847頁。以下「最高裁平成18年判決」という。）は、普通地方公共団体の長による交際費の支出に関する事案であり、事務連絡費として支出された本件支出とは事案が異なるから、この判決の説示をもって本件支出の違法性の有無を判断することは許されない。
- (3) 本件博物館と全州博物館との姉妹館協約は、博物館法所定の博物館の事業及び本件博物館の事業のいずれにも当たらず、本件会食の費用は、石川県の事務に伴って支出されたものとはいえ、地方自治法232条1項所定の「当該普通公共団体の負担に属する経費」に当たらないから、本件支出は公金として支出することが許されないものである。
- (4) 本件執行基準は、総務部長通知という内部文書によって、石川県の事務に伴わない交際費についてまで事務連絡費として支出することを認めた不当なものである上、法令上の根拠がなく、本件支出の関係法令ではないから、本件支出の違法性を判断するに当たり、斟酌されるべきものではない。

#### 4 控訴人の補充主張に対する被控訴人の認否反論

- (1) 控訴人の主張(1)は争う。

最高裁平成元年判決は、宴会費用の支出について、接待としての社会通念上儀礼の範囲を逸脱しているとして、違法と判断したものであり、本件支出とは事実関係が大きく異なるから、この判決をもって本件支出を違法ということはできない。

- (2) 控訴人の主張(2)は争う。

最高裁平成18年判決が、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的とする交際の許容性について説示した部分は、事務連絡費について支出が許容される範囲を示したものとして、本件支出の適法性の判断に資するものである。

(3) 控訴人の主張(3)は否認又は争う。

本件博物館において、全州博物館と良好な関係を維持し、緊密な姉妹館交流を継続することは、博物館法1条の目的に合致するのであって、本件意見交換会は、本件博物館が行う業務の一つである「姉妹館との交流及び協力並びに展示・共同研究に関することに当たり、博物館3条1項所定の博物館の事業そのものないし同事業に密接に関連する準備行為に当たる。

(4) 控訴人の主張(4)は争う。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり訂正し、下記2のとおり当審における控訴人の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決11頁19行目の「数日間の」から22行目末尾までを、「数日間の行程で来県し、姉妹館交流30周年を記念する本件記念展の展示テーマについて意見交換を行うとともに、両博物館の現況について情報交換等を行うことを目的とする本件意見交換会において、会食の機会を設けることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇といえ、博物館法1条の目的にもかなうものといえることができる。」に改め、同12頁13行目の「本件会食に係る」を「本件会食は社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇といえ、」に改める。

(2) 原判決12頁11行目の「適合するものであり」を「反しないものであり」に改める。

2 当審における控訴人の補充主張について

(1) 控訴人は、最高裁平成元年判決が、宴会を目的とした費用の支出を違法と判断しているから、本件会食の費用に対する本件支出も違法である旨主張する。

しかし、最高裁平成元年判決は、普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等をする際に行われた接遇について、社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、上記接遇が上記普通地方公共団体の事務に当然に伴うものとはいえず、これに要した費用を公金により支出することは許されない旨判示したうえ、当該宴会による接待が行われるに至った経緯、当該宴会に要した費用の総額、相当高額な芸妓花代が含まれていること、二次会での遊興費用までも負担したことに照らして、当該宴会による接待を社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものといわざるをえず、当該宴会の費用を公金から支出することは違法である旨の判断を示したものである。

したがって、本件支出がサービス料、消費税を含む料理飲食料からなる会食パックの代金であることから、最高裁平成元年判決の判示するところにより直ちに違法な公金の支出となるということとはできない。そして、本件会食が社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇といえ、本件支出が社会通念上儀礼の範囲にとどまるものと認められることは、上記1で訂正の上引用した原判決「事実及び理由」欄の第3の2(3)に記載のとおりである。

よって、控訴人の上記主張は理由がない。

- (2) 控訴人は、最高裁平成18年判決は、普通地方公共団体の長による交際費の支出に関する事案のものであり、事務連絡費として支出された本件とは事案が異なるから、この判決の説示をもって本件支出の違法性の有無を判断することは許されない旨主張する。

しかし、最高裁平成18年判決は、最高裁平成元年判決を踏まえて、普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていることなどを考慮して、普通地方公共団体が行う交際が、特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、

一般的な友好，信頼関係の維持増進自体を目的とするものであるからといって直ちに許されないこととなるものではなく，それが，普通地方公共団体の上記役割を果たすため，相手方との友好，信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ，かつ社会通念上儀礼の範囲にとどまるかぎり，当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される旨判示したものである。

したがって，最高裁平成18年判決で判示された理は，普通地方公共団体の長による交際費の支出に限らず，それ以外の普通地方公共団体が行う交際に係る支出にも適用されるというのが相当である。

よって，控訴人の上記主張は理由がない。

- (3) 控訴人は，本件博物館と全州博物館との姉妹館協約が，博物館法が定める博物館の事業及び本件博物館の事業のいずれにも当たらず，本件会食の費用が石川県の事務に伴うものではなく，地方自治法232条1項所定の「当該普通公共団体の負担に属する経費」に当たらないから，本件支出は公金として支出することが許されないものである旨主張する。

しかし，上記1で引用した原判決「事実及び理由」第3の2(2)に記載のとおり，本件意見交換会は，姉妹館交流30周年を記念する本件記念展の展示テーマについて意見交換を行うとともに，両博物館の現況について情報交換等を行うことを目的としてなされたものであり，本件博物館の業務の1つである「姉妹館との交流及び協力並びに展示・共同研究に関すること」に該当するものであり，博物館法3条1項所定の博物館の事業そのものないし同事業に密接に関連する準備行為であると認められるから，本件会食は，本件博物館の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において行われたものと認められる。

そして，上記1で訂正の上引用した原判決「事実及び理由」第3の2(3)に記載のとおり，本件会食は，本件博物館が博物館法1条所定の目的を達

するために必要なものと認められ、本件会食の費用のうち本件博物館の館長及び副館長各1名、全州博物館の館長及び研究士各1名の分（一人当たり8000円、合計3万2000円）を、本件博物館の事務連絡費として支出すること（本件支出）は、社会通念上儀礼の範囲にとどまるものと認められる。

以上によれば、本件支出は、普通地方公共団体である石川県の「事務を処理するために必要な経費…を支弁するもの」（地方自治法232条1項、2条2項）に当たり、公金により支出することが許されるものというべきである。

したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

- (4) 控訴人は、本件執行基準について、総務部長通知という内部文書によって、石川県の事務に伴わない交際費まで事務連絡費として支出することを認めた不当なものであり、法令上の根拠がなく、本件支出の関係法令に当たらないから、本件支出の違法性を判断するに当たり、斟酌されるべきではない旨主張する。

確かに、本件執行基準は、石川県の総務部長が幹部職員あてに関係職員における内部の基準として通知したものと認められる。

しかし、前記(3)で説示したとおり、本件会食に伴う本件意見交換会は、石川県の事務を遂行し、対外的折衝等を行う過程で行われたものと認められる。

そして、本件執行基準は、上記第2の2で訂正の上引用した原判決「事実及び理由」第2の2(2)に記載のとおり、事務連絡費について「その執行に当たっては、その必要性を十分吟味するとともに、真に必要なものだけに限り、社会通念上妥当な範囲で簡素に実施すること」などとした上で、執行範囲を具体的に定めたものである。これによれば、本件支出が社会通念上儀礼の範囲にとどまるものであるか否かを判断するに当たり、本件執行基

準の内容に反しないことを勘案することは何ら不当ではないというべきである（なお、本件執行基準の内容は、原判決「事実及び理由」第2の2「関係法令の定め等」の項に記載されているところ、上記1で訂正の上引用した原判決「事実及び理由」第3の2(3)の説示に照らしても、上記記載をもって、原審が、本件支出の違法性の有無について、本件執行基準を「関係法令」と位置付けて判断したとはいえない。）。

したがって、控訴人の上記主張も理由がない。

- 3 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官 田 中 寿 生

裁判官 細 川 二 朗

裁判官 橋 本 修

これは正本である。

令和元年11月13日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 谷 口

